翻 況

フリッツ・ナフタリ編

済 民 主 主 義 (2)

経

П

田

Ш 高 生 訳

盤となったものから、憲法第一五六条二項の原則規定が生れた。この規定にもとづいて国は、共同経済の目的の の生産的部分の協力を保証し、 ために、法律によって「自治を基礎に経済的企業と連盟を合同させることができる。その目標は、 って規制することにある。」 石炭経済規制法〔一九一九年三月二三日〕とカリ経済規制法〔同年四月二四日〕における共同経済的規制の基 雇主と被用者を行政に参加させ、且つ生産と価格形成を共同経済的原則にしたが 国民のすべて

り、これは全国石炭連盟に統合されている。その上には最高機関として全国石炭評議会がある。そのもとに、共り、これはすず。 石炭産業の共同経済組織は、 経 済民主主義 (2) 四つの部分からなる建物である。もっとも下の階は各地区のシンジケー トであ

経

民主主

2

ても情報の提供を要求することができる。三つの専門委員会のうち、技術委員会と経済委員会は、 し、とりわけシンジケートと全国石炭連盟との協定およびシンジケート価格に承認を与えなければならない。さ 同経済的意味での全燃料経済の管理部がおかれている。全国石炭評議会は、燃料経済にかんする一般方針を確定 広範な権利を有しており、各連盟にたいしてのみならず、個々の鉱山業所有者と販売業者にたい 鉱山業におけ(39)

会の六○名のメンバーのうち、被用者代表は全部で二二名である(鉱山労働者十五名、 る合理化と燃料利用の節約の促進につとめ、社会政策委員会は鉱山業の労働事情の調査にあたる。 ガス工場労働者一名、 全国石炭評議

費産業から労働者二名、鉱山業から技術職員二名と営業職員一名、および石炭販売業から職員一名)。 消費者と販売業 から 行ない、シンジケートの値上げ申請について全国石炭連盟と共同で決定しなければならない。 ループから企業家代表八名、鉱山企業家五名、学術専門委員一名である。この委員会は、あらゆる業務の準備を 国石炭評議会の大委員会」は、二○名のメンバーから成立する。このうち労働者代表は七名、 山業を所有する州の代表で、他の半数は政府によって任命された鉱山業の分野の専門委員である。 は、全部で十七名の企業家代表が参加し、鉱山業からは十五名の企業家が参加した。残りの六名のうち半数は鉱 消費者・販売業グ いわゆる「全

68

シンジケートのあいだの利益格差を是正しなければならない。 をも満たさなければならない。つまりそれは、個々のシンジケートの採炭量を等しくすることによって、 全国石炭連盟は、石炭シンジケートの共同の利益代表であるばかりでなく、法律にしたがって共同経済的課題 全国石炭連盟のもっとも重要な実践的課題は、 個々の 燃、

があらかじめ配慮されている。すなわち、石炭経済の重要問題にかんするすべての審議に、とりわけ価格の議論 料販売価格の確定である。全国石炭連盟の審議のさいにも、共同経済的利益をより強く貫ぬくためにつぎのこと

盟にはシンジケートの生産・販売政策を監督する義務が課せられている。鉱山業の労働者代表は、 の理事会に属し、 のさいに全国石炭評議会の大委員会が参加し、これによって被用者と消費者に価格形成への影響を保証 する こ これである。 双方の団体のそれぞれの投票が一致したばあいのみ、 監査役会には五つの席が被用者代表と消費者によって占められている (労働者三名) 申請は認可される。さらに、 全国石炭連盟

名、消費者一名)。

のシンジケートにたいしても、業務執行と監督について被用者の参加がつくり出された。それぞれのシンジケー には、 鉱山企業家が結合して、シンジケートを形成することは法的に保証されている。自由な協定が成立しないばあ 国は企業を強制シンジケートに結合させる。この法律は、たびたび適用されねばならなかった。これら40

らに、 の業務執行部には、 シンジケート、 最大規模のシンジケートは、監査役会のなかに職員代表を一名加えなければならない。 全国石炭連盟および全国石炭評議会のうえに、最高の機関として国がある。国は、法律にもと かならず労働者代表一名が所属する。監査役会には、労働者は二~三名で代表される。さ

69

されたばあいには、 れている。これらの団体がその権限を越えて、法を侵害したり公共の福祉を危うくするような決議を行なったば 済の事情についてすべての審議機関と参加者から情報を得ることができる。彼には、全国石炭評議会、専門委員 づいて「燃料経済の総監督」をつかさどる。その権能は国の経済大臣によって行使される。経済大臣は、 全国石炭連盟およびシンジケートやその機関のあらゆる審議に、指定代理人を通じて参加する権限が与えら 指定代理人は理由を申し立てて、決議の発効を延期させるとともに異議を唱えることができる。 経済大臣は、 決議の有効性について二週間以内に最終決定を下ださなければならない。 異議が出

経済民主主義

2

## 済 民 主 主 義 2

経

なければ、 異議は無効となる。外国からの燃料輸入制限にかんする全国石炭評議会の一般的指令は、 経済大臣の

承認を必要とする。

き下げることができる。

経済大臣は、全国石炭連盟が決めた燃料販売価格を、

全国石炭評議会と全国石炭連盟の意見を聴取した後に引

定めることができる。ただしこれは、経済大臣がそれぞれの州の意見を聴取した後に設置する機関が、 販売業者と燃料消費者の意見を聴取した後、全国石炭連盟の決定した燃料販売価格を基礎に地域的な小売価格を 人口一万人以上の地方自治体とその他の市町村では地方自治体連合会が、法律にもとづいて、その地域の燃料 地域ごと

る。そのうち被用者代表は全部で十一名である(カリ産業から労働者八名、 カリ産業も同様な制度を持っている。最高機関である全国カリ評議会は、三〇名のメンバーから構成されてい 技術職員一名、 営業職員一名、 化学 70

に小売価格の決定を行なわないばあいにかぎる。

内の販売価格の確定が、実際にはその主たる仕事である。このほかに、シンジケート協定の承認、 産業から労働者一名)。 そしてこれが、 共同経済の原則にしたがってカリ産業を統率することになっている。 平均賃金の決41) 玉

て額の委譲が実行されているかどうかを監視する。この重要な機関は、その半分が労働者代表によって占められ を行なう。さらにそれは、カリ産業における特別措置、工場の査定、参加割合の確定をも手がけ、 −その遵守は賃金審議局によって監視される──もその仕事の一部である。カリ審議局は、準備作業と審査 休業と割り当

ŋ ている。 その業務執行部と監査役会に労働者代表が派遣される。 カリ・シンジケートは、石炭シンジケートとまったく同じように、強制的規定によって保証 されて お

[はカリ産業でも、石炭産業と同じ仕方で指導監督にたずさわる。とりわけ、国内向け価格と輸出価格の決定

についての監督も行なう。 州はここでも、全国カリ評議会の審議に参加する権利を有するが、投票権はない。

る全員総会を定めた。七○名のメンバーのうち三四名が銑鉄、半製品および圧延機生産の生産者代表、 基礎にしてなされたが、しかし実際には、そうこうする間にまだ萠芽のうちにほとんど完全に立ち枯れてしまっ に、つぎの二つの分野について報告しておこう。それは、同じく立法によって共同経済的規制への準備が自治を た分野である。ここでは最初に、 いて設置されたが、この連盟は、 われわれは、以上のような法律的基礎にもとづき鉱山業の自治団体で展開された実際の活動に目を 向 ける 前 全国石炭評議会に相当する鉄工業の最高機関として、七〇名のメンバーからな 鉄工業をとりあげよう。鉄工連盟が一九二〇年四年一日に鉄工業条令にもとづ 十二名が

原則にしたがって規制し、とくに国内販売価格と販売条件を確定しなければならない。そのばあい鉄工連盟の決 組合の最上部団体によって任命された。鉄工連盟は、国の指導監督のもとで輸出入品を含む鉄経済を共同経済的 配慮されていた。工業の被用者代表は、中央工業労使共同体によって任命され、販売業の職員にかんしては職員

一九一四年八月四日の最高価格法の意味での最高価格として、一九一七年と一九二〇年の変更に準

経済大臣には、とくに屑鉄経済の規制にかんする権限が委ねられた。

(42)

販売業代表、二四名が消費者代表であった。この三つのグループの内部で、企業家と被用者が同数になるように

71

体になったことはなかった。その活動は、本質的に審査報告を行なうにとどまっていたのである。 おそらく決定的な時点でシンジケートの堅固な基礎が欠けていたので、 いち度も活動的な自治団 すなわち、こ

じて定められる。

の連盟が成立した最初の年だけ、 それは最高価格を定めたが、しかし一九二一年四月にはすでに、 全員総会の決

済 民 主 主 義 2

経

的機能が奪われた。 議によって価格決定を放棄し、この権能をまず経済大臣に委譲した。これとともに、 この連盟はまったく重要なものでなくなり、今日まで公式には条令は廃止されていないとし 鉄工連盟からあらゆる実践

安定化以後いち度も召集されたことがなかった。最高価格法の廃止によって、形式的にも、経済大臣への

ても

は、もっぱら、 ことに二度にわたり反対を表明していたのである。今日、経済大臣が鉄価格の決定に及ぼすことがで きる 影響 価格決定権の委譲は中止となった。すでに一九二一年に鉄工連盟の全員総会は、経済大臣がこの権利を行使する カルテル条令がカルテルとシンジケートのあらゆる決議にたいし一定の限度まで彼に認めている

国の実際的影響がここではいかに微々たるものであったかを示していた。そしてこの分野では、共同経済的規制 協定とにもとづいている。一九二八年一月と五月における鉄価格の値上げのさいの経過は、 価格形成にたいする

72

一九二六年に国が促進した国際銑鉄カルテルの創設をきっかけとして締結された拘束力のない

般的監督権と、

にたいする必要は非常に明白になってきており、鉄工業条令の古い枠ではもはや間に合わないことが明らかにな 本質的に育つことができなかった自治形成への萠芽は、 一九一九年に電力産業において生れた。一九

が任命された。しかし、 的管理を定めていた。 九年十二月三一日の電力産業の社会化にかんする国の法律は、発電所と配電所を、それらが国の所有でないば 国の参加のもとで州や地方自治体に移管することを意図しており、そして経済的観点から電力供給の計画 国の電力経済のあらゆる問題にかんして、 この社会化法の中味となるべき電力産業法がいち度も成立しなかったために― 「助言による協力のために」電力関係の顧問団

係の顧問団自身が一九二三年にそれを拒否したのだが――、この顧問団もまたその実践的意義を失ったのである。(3)

彼らは一九二三年以後、一九二六年にたったのいち度だけ会合を持ったにすぎなかった。そこでは、送電権の統 決はなにも生まれなかった。ただ電力産業の将来の形成のための一般的計画が練られたにすぎなかっ たの で あ 的規制の問題と新しい管理にたいする強制的承認の問題が討論されたが、しかし州の反対にあって、新しい解 したがって電力関係の顧問団もまた、本質的には経済的自治の実践的な例としてではなく、せいぜいそのひ

るために、鉱山業の現実に限定しなければならない。 それゆえわれわれは、経済の民主化への道としての自治団体における実際的経験、その問題性と意義を討論す

とつの試みとみられるにすぎない。

## Ш

産と販売における経済的組織の形成――これはとりわけシンジケートの設立のさいにみられる。 断を得ようとするなら、まず三つの研究領域が区別されなければならない。第一は技術的発展の促進、 ――これはもっとも固有な意味で共同経済の問題に、とくに石炭やカリを消費する産業部門と鉱山業の関係に、 第三は価格政策 第二は生

石炭・カリ経済の規制が国家監督を伴なう自治の道にたいし、これまでどれほどの効果を持ったかについて判

したがって全産業への鉱山業の編入に関連する。

技術的発展にかんしては、

一般に認められているように、

専門委員会において合理化促進のための重要な仕事

経済

民

主主義 (2)

は が行なわれた。ここで労働者と職員の代表と企業家の代表とのあいだで恒常的な協力が行なわれたと い う 事 実 明らかに、 戦後の鉱山業における激しい技術革新過程の摩擦を回避するのに寄与した。他面では、ここで自

- 73 ·

[国家監督を]若干援助する地位におかれるようになったが、いずれにせよこれによって、鉱山業にお

ける強力な技術的再編にたいする官僚主義的妨害を避けることができたのである。

ずることになった。これは、褐炭業にかんするシュマーレンバッハ委員会の報告書によって、一九二八年のはじ 販売業にたいする関係とが特別に形成されたため、たとえば、中部ドイツの褐炭地区において大きな不経済が生4 めに確認されたところである。シンジケート協定には自治団体の承認が必要であるが、実際には自治団体の影響 炭産業の自治機関は、販売組織の形成に明らかにほとんど影響を与えなかった。その結果、 第二の問題である生産と販売の組織的形成にかんしては、石炭産業とカリ鉱業とは根本的に異なっている。 シンジケートとその

がほとんどみられなかった理由は、ここではおそらく、法律の不備というよりも法律を利用しようとする意思が

問題が決定的な役割を演じているが、これについてはのちに考察する。産業構造の分野では、つぎのことが積極 なかったためである。そのさい明らかに、自治団体の、したがってとりわけ、全国石炭評議会の合目的な構成の

74

せよもっとも重要な地域で、たとえばルール石炭業においてシンジケートの支配のもとで強力に行な わ 的な要因として評価されなければならないだろう。すなわちそれは、経営集中化による合理化過程が、いずれに と、そしてこの過程は、たとえば組織されていないイギリスの鉱山業における同様な発展に比べて、わずかしか れたこ

意見交換と協力のために恒常的機会を提供しているという事実に、 一定の意義が認められるであろう。 摩擦による損失を蒙むっていないことである。ここでもまた、自治機関が企業家代表と被用者代表とのあいだの

るよりもはるかに重要であった。ここでは、全国カリ評議会、カリ審議局、 カリ産業では法律にもとづいて組織の変更が行なわれたが、この分野での自治機関の課題は、石炭産業におけ カリ賃金審査局、その第一、第二決

およびカリ上訴裁判所が、 様々な利害のからんだ厄介な新しい規制が、これらの自治団体によって首尾 戦後の工場閉鎖によるカリ産業の再編にさいして、いつも著しく重要な機能

材料をうるには、観察期間がこれまで著しく限られたものであったことは見誤ってはならない。たしかに八年こ 済的鉱山業組織にかんするあらゆる公的討論の中心になっている。ただし、この問題にかんしてなんらか よく、且つ摩擦を最少限にとどめて実施されたことはよしといらべきだろう。 を果さねばならなかったのである。 価格形成にたいする自治機関と国の監督の影響の問題であるが、この問題はいうまでもなく、共同経

果、一九二六年秋以降はじめて全国石炭評議会において、価格政策が大々的に語られるようになったのである。 常な事態を考慮して占領地域の石炭シンジケートに価格決定における完全な活動の自由が認められた。 のもっとも重要な地域では、しかしながらインフレーション期に続いてさらにほぼ三年間にわたって、 くうけていたので、この時期はあらかじめ判断材料からはずしておかねばならないということである。石炭産業 りインフレーションの時期は、 のかた法律は存在していたが、しかしはっきりさせておかねばならないことは、一九二三年末までの時期、つま生 国民経済的観点のもとでいろいろな経験が激しく論争された。一九二七年には、自治団体の存続と 価格形成にたいする他の影響はすべてインフレーションに起因する作用を大変強 当時の異

75

で景気をより容易に拡散させ、且つ景気の継続を長期化させるというかたちで、疑いもなく経済全体の役に立っ 争いのない国内市場で独占的地位が確立されたわけだが、それをこのように阻止したことは、 気の時期における石炭値上げの動きを阻止する働きをしたのである。さもなければ、様々な可能性を利用して、 石炭消費産業にま

そこで生じた値上げ申請についての議論と調査が、しかし最終的には経済大臣の拒否権もまた、疑いもなく好景

この時期に、

経 済 民 主主

義 2

た。一九二八年には、ともかくルール鉱山業における賃金の新規制とからんで、個々の価格決定がシンジケート

販売市場の維持をめぐる競争の問題と密接に関連している。それは、いわば、おそらく近い将来に結成されるで らないことだが、この分野で集められた経験は最初は非常に僅かなものである。全国石炭評議会でも経済大臣で の組織化を拒否するという結論が導き出されるとしたら、それは誤りであろう。 した一年後に、全国石炭評議会は緩和に同意したわけだが、そこから直ちに、国民経済的観点のもとで石炭産業46 政策を支持する十分な理由があることも認められねばならない。さらに、石炭価格の吊上げの動きを強力に阻止 価格政策にかんして、石炭産業がまさしくこの時期に直面する問題は著しく困難であるため、ともかく変動価格 あるいは、好んでシンジケートにのみ指導を委ねるような真似をしているかどうか、と。だが他面では、販売・ ンジケートの販売政策の問題にかんして、石炭産業にたいする監督権と指導権を十分に利用しているかどうか。 あろう国際石炭カルテルのなかでの、将来の割当てをめぐる闘争という性格を担っているのである。 その ば あ たいしてのみ最高限が設けられるにすぎなくなった。このような価格政策の緩和は、争われている地域における の自由裁量に委ねられたので、ルール石炭の価格形成は全国石炭評議会によって著しく緩和され、総平均純益に い、ひとはつぎのように問うことができる。すなわち全国石炭評議会は、このように大切な、もっとも重要なシ いつも考慮に入れておかねばな

76

皆無であるということはないように、かならずしも組織形態のせいであるわけではなく、道具の取り扱いのさい も法律の取り扱いのさいに失敗のひとつやふたつはするかも知れないが、そうした失敗は、どんな組織形態でも

の個人的欠点にもとづくこともありうるのである。

カリ産業の分野では、安定化以後の一九二四年のはじめに、

全国カリ評議会が新価格を決めた。

この新価

格

は、 ず値上げを平均十二パーセントにとどめるという線でカリ取引業の調停案が出され、強力な少数意見を押えて全 かもそれは、ほぼ十八パーセントの値上げであった。農業代表と被用者代表がこの提案に反対したが、とりあえ パーセントから十パーセントにとどまった。一九二六年の中ばに、全国カリ評議会に再び値上げが提案され、 ねた後に、 大幅な値下げを主張したことはいうまでもない。一九二五年のはじめに値上げが提案されたが、これは会議を重 て、はじめて上記の引下げが成立したのである。そこでは、買い手と労働者ばかりでなく、一部の工場代表者も 戦前の価格に比べて平均ほぼ二○パーセントの引下げであった。そのさい注目に値することは、全国カリ評 一九二五年三月に四名の農業代表者の反対を押し切って決議されたものである。値上げ幅は、平均八 当初は戦前よりも高い価格が提案されていたことである。全国カリ評議会における意見対立を調整し

ジケートによる独占的地位の行使が阻止と制限をうけたことは認めなければならないだろう。これは、少くとも47 かった。ここでもまた、 申請が、被用者代表の棄権のもとで全国カリ評議会で採決された。経済大臣は、これを再度拒否することはしな 国カリ評議会で採決された。そこで経済大臣は、値上げに反対する異議申し立て権を行使した。これに続いて経 済大臣は、価格と原価の審査を行なった。その結果、結局は平均九・五パーセントの値上げとなる新しい値上げ 経験が十分であるとはいい難いが、しかしともかく、自治組織と経済大臣の監督権によって、 価格形成の分野で組織形態が適切かどうかについて、全般的な判断を下だすことができ

77

ある程度まで、買い手側の利益となったのである。

経

IV

どうか。 広範な民主的参加とを保証することは、これまでのところ未解決のままである。外部からの審議や統制機能を行 しかしこのような方向での現代の公営事業の組織形態においても、その共同経済的指導と経済指導への労働者の は、現代の公営事業の組織形態において大幅に克服されたか、あるいは、いずれにせよ克服することができる。 をとる嬉びの欠如、上は議会への従属にいたるまでの重層的な上下関係」という古い国営事業にみら れ た 欠 陥 ではない。 証する手段として公共団体の直接的な産業活動が拡大するのにたいして、自治の思想は後退するにちがいない 権力的地位は、 権的な経済団体においては私企業の権力的地位が決定的である」ためであるかどうか。このような〔私企業の〕 ところである。その理由は、カップ暴動後に出された第二次社会化報告書のなかで述べられているように、 では、生産の共同経済的形成という目標は、これまでのやり方では達成されなかったということも否定しがたい のなかに組み入れる過程で、ある程度共同経済的観点を強調してきたという功績が認められる、と。しかし他面 経済と対比したばあい、従来の形態の自治にも、これまで共同経済的課題から遠ざけられていた諸力を経済指導 ら、つぎのようにいってよかろう。規制されない、あるいは私的な独占組織によってのみ管理されるにすぎない 上述のごとき経済の自治団体かんするこれまでの経験から、総括的にひとつの判断を導き出したい と 思 う な ――これらの問題は、しかしながら、これまでの経験ではまだ一点の疑いもなく明白であるというわけ 社会化報告書のなかでも強調されたことだが、「自由な活動可能性の狭隘化、 経済団体が別な構成をとるならば、変るかどうか。あるいは、民主的・共同経済的経済指導を保 財政問題において責任 同

使する国家当局の助言では、少くとも多くの分野で、同じように経済的諸力を自立的な責任ある活動的な指導に

まにしうる自由の制限を意味する。それゆえ原則的に、すでにこの規制のなかに生産手段にたいする私的所有のい、いいいいいので の主権のもとで経済における労働機能にもとづく労働者側の参加として認められるのである。このような制度に 機能変化がみられる。そしてこのような所有原理にもとづく経済秩序にたいし、民主主義の原理は、民主的国家 目標だからである。 結集することはできない。それは、国家主権のもとにある、専門的に限定された一定の産業部門の自治の独自 国家主権と経済指導にたいする義務とを専門的自治の機関に移管することは、企業家がその生産手段を意のまる

基礎を廃棄したばあい、 的所有にもとづいているわけだが、そのような変化のさいに現われる問題は、 に経済指導の官僚制化を避け、経済的諸力の自治を実り豊かに形成するような経済指導が同時に保持されるばあ てくる。すなわちそれは、 に現われるという結果になるとしたら、社会化報告書のなかで述べられているもっとも重要な問題が浮び上がっ もかかわらず、実際には生産手段の私的所有が存続し、自治団体の指導について企業家グループの優勢が決定的 生産手段の私的所有は完全に排除されうるかどうかという問題である。今日なお支配の基礎は生産手段の私 経済指導における企業家的機能が維持されるかどうかという問題である。 個々の産業部門の自治にもとづくような、したがって所有を共同所有に移すが、 生産手段の私的所有という支配の 同時

79

経 済 民 主 主 義 2 われわれがここで、以上のような問題を苦心して明らかにしてきたのは、

な組織の問題として残るだろう。 これが除去されたばあいでも、

自治団体の共同経済的機能における重大な障害は、今日私的所有に支えられた企業家層の優勢にあるのだが、

経済指導における国家行政か自治行政かという問題が、諸勢力のもっとも合目的

この

ことを示したいがためであった。

る闘争が成果を収めるとしたら、これによって条件づけられた発展は、生産装置を所有者が意のままにしうる自 みなすことができることは明らかである。今日見られるような、経済的自治団体の明白な欠陥を除去しようとす それゆえこの分野でも、 経済的自治を-――種々な欠陥はあるが、現在の形態でも――経済指導の民主化へのひとつの発展段階と 完全に民主的な経済構造が所有関係の基本的変化に依存することが示されるなら、他

うな発展の観点のもとで注目されなければならないのである。 由を次第に制限する方向にむかい、最後には、社会主義と経済民主主義の前提である生産手段の私的所有の廃止(4) 義の発展の今日的課題の一側面を示している。それゆえ、今日自治団体の実践のなかででてくる問題は、このよ に達するだろう。このような発展のラインのなかに組み入れられるなら、現在の自治団体における労 働 者 代 以上のような考察方法を、石炭自治の最高機関である全国石炭評議会の構成の問題に応用するならば、 -労働組合組織に基礎をおいているが――の活動もまた、 その形成と改革をめぐる闘争と同様に、経済民主主 たとえ 表

80

働者にたいし企業家が優勢となり、そして企業家利益にたいし共同経済的利益の保証が損われることになる。 際には密接に結びついており、 ばつぎのごとくになる。この団体のなかで、石炭取引業の代表は、鉱山企業家にたいし従属関係になくとも、 消費者が石炭を消費する産業と石炭を消費する運輸業の企業家から構成されるならば、 企業家、労働者、 消費者のそれぞれの利益の対等性については、まったく語ることができない。これに 多くのばあい鉱山企業家の側に立つ。そのため、この団体のなかで実質的には労 消費者は、 そ

によっては自分自身の企業家利益のためにも、全消費者の利益を代表するというよりも鉱山業企業家の立場に近

別のばあいにのみ、 側で同権がまったく行なわれていなかったために、 六○名のメンバーを有するこの団体のなかで、労働者と職員は全部で二二名であるが、その影響は、 企業家の優勢に対抗することができるのである。それゆえ、全国石炭評議会における被用者 最初から制限されており、消費者代表の多数と結びついた特

門に属する職業団体からも自治団体の代表者を出さなければならないことは疑いない。 治団体のなかでほんとうは労働者代表が狭い利益政策を追求しているかのようにいって非難することは、たしか 代表にあっては、 合の最上部組織による任命の方がよいであろう。専門的能力を持つ人と、とくに経済全体を考える能力を持つ人 炭消費産業の労働者二名がそれぞれの職業団体によって任命される。労働者階級のなかから専門家を参加させる な経済指導に参加するためではなく、その産業部門を経済全体のなかに組み入れるために、〔自治〕団体に所属 ことが問題であるかぎり、 われわれはここでは、全国石炭評議会の構成をいつも例として挙げているが、それとの関連でつぎに問題とな 諸になって労働者代表を構成するなら、これは、とりわけ経済全体とかかわる分野で、つまり価格の決定に しかもはっきり所属することになるとしたら、 技術関係の鉱山職員二名、営業関係の鉱山職員一名、 この団体における労働者代表と職員代表の合目的な選出の問題である。現行の制度では、鉱山労働者十(5) 被用者代表の共同経済的効果を高めるのに確かに寄与するところがあろう。 経済民主化のひとつの手段として、その発展に不可欠な要素なのである。 価格問題と賃金問題の接点から本当の問題が生ずること、これは否定できないからである。自 したがって、このばあいには鉱山業の労働者と職員が問題であるかぎり、この産業部 より小さな職業団体による労働者の任命の代りに、 ガス工場の労働者一名、石炭販売業の職員一名と石 なぜなら専門的労働者の しかし労働者が、 労働組 専門的

81

民 主 主義 2

経

済

まさしく労働者代表から、近年しばしば経済全体の利益のために値上げ反対の激しい抵抗がはじまっ たの で あ に間違えている。 たとえば、彼らは賃上げとひきかえに、値上げに同意したというような非難である。 実際には

企業家の方は賃金規制を価格規制といつも結びつけることによって、鉱山労働者のグループ利益を、できるだけ くり出されている。つまりそれは、 自治団体における共同経済的活動にたいする与論の――労働者のところでも――不信を招くという状況がつ しかしながら、 つぎのような事実のために、 あらゆる賃金闘争において石炭値上げ反対が本質的な役割を演じているが、 全国石炭評議会に直接参加している労働者の決定が、 少くと

表と〔労働組合の〕最上部組織の代表とを結合する同じ原理は、これらの〔自治〕団体の企業家代表の構成につ ープ利益と全体利益とのあいだに現れるかも知れない摩擦は、回避することができるだろう。専門家グループ代 ない労働者代表の影響が強化され、したがって当然、専門的能力を持つ人の参加が同時に行なわれるなら、 考慮しなくてはならない経済全体の利益と対立させようと努めるためである。産業の賃金交渉に直接参加してい いても有効に適用することができよう。 専門家の経済的自治の最上部団体のつぎに、この上部団体と下部組織との関係が決定的に重要な意義を持つで グ ル (51)

82

そうした濫用は、全国石炭評議会内部の力関係の変化という側面からも、シンジケートの業務指導についてこれ の形成にもシンジケートの政策にも濫用が今日なお存在し、全国石炭評議会によって黙認されているが、 によってではなくー 点を汲み上げる上部組織にたいし、おそらく全国石炭評議会が、現在、法律にもとづいて――したがって力関係 あろう。今日、石炭産業の事実上もっとも重要な下部組織は、シンジケートである。その合目的な共同経済的観 ―より強い影響を与えることができるだろう。共同経済的な観点からみると、シンジケート

まで狭く限定されていた労働者代表と職員代表の協力の法的拡大によっても、 疑いもなく減少するであろう。

現在の規制から除くことは、鉱山業の自治活動にとっては障害であることが判明している。副産物の生産と売上 さらに、共同経済的自治の活動範囲について修正が必要である。とりわけ、鉱山でいつも重要になる副産物を

と大きくしていくために、この点で影響範囲を拡げる必要がある。

げにかんしては、全国石炭評議会の管理ばかりでなく、報告権さえも拒否されてきた。鉱山業の自治活動をもっ

の変更によって、なんとか実効を持たせるよりにしなければならない。たとえばこれは、価格決定の基礎として 今日すでに法律になっている「全国石炭評議会が燃料経済を管理する」という条文は、 法律の整備と権利関係

済における卸売組織と小売組織の形成を実際に指導し影響を与えなければならないということである。 前の緊張を頭にいれながら原価と売上げをたえず監視しなければならないということだし、自治団体が、燃料経(52) 原価と売上げについてなされるということとは関係がなくて、燃料経済を管理する機関が、平均値だけでなく目 時折行なわれる調査 ここでは二、三例をあげたにすぎないが、現行の自治団体がこの方向で強化されるなら、そして共同経済的な ---通常は主として全国石炭評議会ではなく、国の経済省の委員によって実施される---が

83

的地位がその上に発展するところの国民経済的にもっとも重要な生産からはじまるが――に拡大されるなら、 自治の原理が、このような改善された形で、たえず成長しつつある産業部門――最初は当然ながら、私的な独占

業家の専制支配の制限あるいは縮小という形で、経済の民主化、つまり、経済指導へのすべての創造的な諸勢力

の参加と全体のための経済指導は、 そのばあい、つぎのことはつねに念頭においておかなければならない。ひとつは、全体利益の代弁者としての まさしく目覚しい進歩を遂げることができるのである。

経 済民主主義 2

民主的国家の主権は、 の自治団体の活動の自由は、つねに全体利益への組み入れにその限界があるということである。〔なぜなら〕全 不可避的に自治の概念と結びつかざるを得ないこと、もうひとつは、それぞれの産業部門

国家介入の可能性によって保証されねばならないからである。

たのである。それは、直接的な公共経済の拡大の前進とともに、 主化過程のなかで重要な役割を演じなければならないのである。 それゆえ、今日鉱山業にみられるような自治団体は、 産業自治の必然的発展の萠芽であるとわれわれは看做し 共同経済的上部構造の一形態として、経済の民

供しているからである。このような自治団体の機関で仕事をする労働者代表と職員代表は、共同経済的目標をま それは、より広い範囲の労働者と職員の代表に、経済指導の基礎を細かな点にいたるまで知る機会をはじめて提 意味しているわけだが、同時にとりわけ、民主主義への経済の発展の開拓者としても大きな価値を持っている。 すでに現在、 自治団体は、われわれがあげた欠点をすべて考慮にいれても、ともあれ私的な独占利益の抑制を

84

だ実現できないときでも、実践的な経済指導の課題を責任をもって考えることを学んだ。今日、石炭経済のすべ ての問題について労働者代表の判断が一般に認められるとき、 経済の認識と洞察にかんして、 少なくとも専門的資質の点で企業家に遅れをとらない人々が労 かれらが国際的新秩序の形成にイニシャティブを3)

働者の側に味方をするとき、それは大部分、経済的自治の機関における協働に負うているのである。それゆえ、

労働者階級のなかから、経済的な指導者たる資質を備えた人物をこのように選抜するなら、すでに現在、自 労働者階級にも指導者選択の可能性がつくれることは、経済民主主義が展開するためのひとつの この協働に参加する者がすべて高度な専門家であるとはかぎらないが、しかし経済の専門分野 提であ

治団体は、未来経済の構築にとって本質的となりうる機能を満たすことができるのである。

であると見ることができる。このような個々の萠芽の発展とそれらの有機的結合とは、結局は、資本主義の専制 したがってわれわれは、経済の自治団体も、民主的経済組織がそのなかで成長する多くの形態のうちのひとつ

的経済制度から社会主義の民主的経済制度へと導いていくであろう。